

新濃尾（二期）農地防災事業

新木津用水路小牧東田中工区（その6）改修工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 新濃尾農地防災事業所

項目	内容	備考																																													
第1章 総則	<p>新濃尾（二期）農地防災事業新木津用水路小牧東田中工区（その6）改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>																																														
第2章 工事内容																																															
1. 目的	本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路（河川共用区間）の改修を行うものである。																																														
2. 工事場所	愛知県小牧市東田中地内																																														
3. 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>1) 一般 河川名：1級河川 庄内川水系 薬師川</p> <p>2) 工事概要</p> <p>施工延長 L=247.625m</p> <p>1工区 L=128.625m (No. 42+32.495 ~ No. 43+61.120)</p> <p>2工区 L= 41.000m (No. 41+30.000 ~ No. 41+71.000)</p> <p>3工区 L= 78.000m (No. 40+52.000 ~ No. 41+30.000)</p> <p>内訳：</p> <table> <tbody> <tr> <td>水路工（1工区）</td> <td>L= 128.625m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>護岸工（ブロック積）</td> <td></td> <td>A=1,009m²</td> </tr> <tr> <td>底版コンクリート工</td> <td></td> <td>L=128.6m</td> </tr> <tr> <td>水路工（2工区）</td> <td>L= 41.000m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>護岸工（地山補強土工）</td> <td></td> <td>A=330m²</td> </tr> <tr> <td>底版コンクリート工</td> <td></td> <td>L=41.0m</td> </tr> <tr> <td>水路工（3工区）</td> <td>L= 78.000m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>護岸工（ブロック積）</td> <td></td> <td>A=480m²</td> </tr> <tr> <td>底版コンクリート工</td> <td></td> <td>L=62.0m</td> </tr> <tr> <td>ボックスカルバート（法印橋）</td> <td></td> <td>L=16.0m</td> </tr> <tr> <td>付帯工</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東田中伏越（1工区）</td> <td></td> <td>N= 1箇所</td> </tr> <tr> <td>構造物撤去工</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧工</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水路工（1工区）	L= 128.625m		護岸工（ブロック積）		A=1,009m ²	底版コンクリート工		L=128.6m	水路工（2工区）	L= 41.000m		護岸工（地山補強土工）		A=330m ²	底版コンクリート工		L=41.0m	水路工（3工区）	L= 78.000m		護岸工（ブロック積）		A=480m ²	底版コンクリート工		L=62.0m	ボックスカルバート（法印橋）		L=16.0m	付帯工	1式		東田中伏越（1工区）		N= 1箇所	構造物撤去工	1式		復旧工	1式		仮設工	1式		
水路工（1工区）	L= 128.625m																																														
護岸工（ブロック積）		A=1,009m ²																																													
底版コンクリート工		L=128.6m																																													
水路工（2工区）	L= 41.000m																																														
護岸工（地山補強土工）		A=330m ²																																													
底版コンクリート工		L=41.0m																																													
水路工（3工区）	L= 78.000m																																														
護岸工（ブロック積）		A=480m ²																																													
底版コンクリート工		L=62.0m																																													
ボックスカルバート（法印橋）		L=16.0m																																													
付帯工	1式																																														
東田中伏越（1工区）		N= 1箇所																																													
構造物撤去工	1式																																														
復旧工	1式																																														
仮設工	1式																																														
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																																														

項目	内 容	備考
第3章. 施工条件 1. 工程制限	<p>1) 薬師川の河川区域内での土工、水路工、橋梁工（水路内からの施工）、仮締切工設置・撤去等の行為については、I期施工（2工区及び3工区）では令和7年11月1日から令和8年3月25日、II期施工（1工区）においては令和8年11月1日から令和9年3月25日を予定している。</p> <p>また、河川区域内での付帯工、復旧の行為については、I期施工では令和8年5月31日、II期施工では令和9年5月31日までを予定している。</p> <p>2) 仮設ヤードの施工は、次の時期を予定している。 仮設ヤード⑪ 令和7年9月15日以降</p>	
2. 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている664日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和9年5月31日（工事完了期限日）まで</p>	
3. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
4. 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。</p>	
5. 施工しない時間帯	<p>原則、平日の午後5時から午前8時まで。</p> <p>なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等は別に通知する。	
7. 部分使用	水路工は、令和8年3月26日（I期施工）及び令和9年3月26日（II期施工）から部分使用することを考えている。	
8. 部分引渡し	ボックスカルバート（法印橋）は、完了後部分引渡しを考えている。	

項目	内容	備考												
第4章 現場条件														
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、「礫質土（細粒分まじり礫）及び粘性土」を想定している。													
2. 関連工事	本工事に関連して次に示す工事を実施しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。													
3. 第三者に対する措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>施工時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新木津用水路小牧久保一色工区その2工事（仮称）</td> <td>令和7年6月 ～令和8年3月（予定）</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧久保一色工区その4工事（仮称）</td> <td>令和7年6月 ～令和8年3月（予定）</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧久保一色工区その8工事（仮称）</td> <td>令和7年6月 ～令和8年3月（予定）</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧岩崎工区その8工事（仮称）</td> <td>令和7年6月 ～令和8年3月（予定）</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧東田中工区（その3）改修工事（仮称）</td> <td>令和7年6月 ～令和9年5月（予定）</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	施工時期	新木津用水路小牧久保一色工区その2工事（仮称）	令和7年6月 ～令和8年3月（予定）	新木津用水路小牧久保一色工区その4工事（仮称）	令和7年6月 ～令和8年3月（予定）	新木津用水路小牧久保一色工区その8工事（仮称）	令和7年6月 ～令和8年3月（予定）	新木津用水路小牧岩崎工区その8工事（仮称）	令和7年6月 ～令和8年3月（予定）	新木津用水路小牧東田中工区（その3）改修工事（仮称）	令和7年6月 ～令和9年5月（予定）	
工事名	施工時期													
新木津用水路小牧久保一色工区その2工事（仮称）	令和7年6月 ～令和8年3月（予定）													
新木津用水路小牧久保一色工区その4工事（仮称）	令和7年6月 ～令和8年3月（予定）													
新木津用水路小牧久保一色工区その8工事（仮称）	令和7年6月 ～令和8年3月（予定）													
新木津用水路小牧岩崎工区その8工事（仮称）	令和7年6月 ～令和8年3月（予定）													
新木津用水路小牧東田中工区（その3）改修工事（仮称）	令和7年6月 ～令和9年5月（予定）													
(1) 騒音及び、振動対策	<p>1) 騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。</p> <p>2) 本工事の施工に当たっては、騒音、振動を防止するため、次による対策工法を想定している。</p> <p>なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上、施工しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>対策工法</th> <th>備考（作業時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート取壊し</td> <td>圧碎工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>舗装版破碎</td> <td>圧碎工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> </tbody> </table>	工種	対策工法	備考（作業時間）	コンクリート取壊し	圧碎工法	8時～17時	舗装版破碎	圧碎工法	8時～17時				
工種	対策工法	備考（作業時間）												
コンクリート取壊し	圧碎工法	8時～17時												
舗装版破碎	圧碎工法	8時～17時												
(2) 濁水処理対策	<p>3) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業等については、監督職員と協議のうえ振動、騒音の計測を行うものとする。なお、計測の結果、工法等、変更する必要のある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音、振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。</p> <p>なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>													
(3) 防塵対策	<p>防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>また、仮設ヤード①、②、③、⑨については、防塵対策として設計図面に基づき防塵ネットを設置するものとする。なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p>													

項目	内容	備考																									
(4) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者及び所管警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設ヤード①出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr> <tr> <td>仮設ヤード②出入口部</td><td>2名/日</td><td>2名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr> <tr> <td>仮設ヤード③出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr> <tr> <td>仮設ヤード⑨出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	仮設ヤード①出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード②出入口部	2名/日	2名	昼間	無	仮設ヤード③出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード⑨出入口部	1名/日	1名	昼間	無	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無																							
仮設ヤード①出入口部	1名/日	1名	昼間	無																							
仮設ヤード②出入口部	2名/日	2名	昼間	無																							
仮設ヤード③出入口部	1名/日	1名	昼間	無																							
仮設ヤード⑨出入口部	1名/日	1名	昼間	無																							
(5) 交通対策	<p>1) 工事期間を通じて、水路右岸側沿いの道路（工事区間）について、一般車両は通行止めを計画している。</p> <p>2) 通行止めとなる区間は家屋が隣接しており、車両の出入り及び歩行者の通行のための解放が必要である。</p> <p>3) 道路管理者及び小牧警察署との協議調整により、この計画を変更する場合がある。</p> <p>4) 上記1)～3)により難い場合は監督職員と協議するものとする。</p>																										
4. ゴミ処理対策	本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。																										
5. 環境配慮対策	工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。 ただし、特定外来生物は適正に処分するものとする。																										
第5章 指定仮設																											
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。																										
2. 工事用道路及び水路内進入路	受注者は、設計図面に基づき、工事用道路及び水路内進入路を整備しなければならない。また、整備した工事用道路及び水路内進入路の工事期間中における補修・維持管理及び工事完了後の撤去は、全て受注者の責任において実施しなければならない。 なお、現況道路を工事用道路として利用する区間において、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 I期施工において、工事用道路として使用する仮設ヤード②及び水路内進入路として使用する仮設ヤード③の施工については本工事で実施するが、関連工事（新木津用水路小牧東田中工区（その3）工事（仮称））と共に使用することを想定している。 また、仮設ヤード②、③の間の市道東田中宮浦1号線についても共用で通行することを想定している																										
3. 工事用進入路	工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任にお																										

項目	内 容	備考																								
4. 水替工	<p>いて適切な維持管理を行わなければならない。</p> <p>また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替を行うものとし、稼働実績を監督職員に報告するものとする。</p> <p>なお排水量は次のとおり想定している。</p> <p>上流締切（仮設ヤード①） Q=0～1,300m³/h未満 2工区・3工区 Q=0～130m³/h未満 1工区 Q=0～150m³/h未満</p>																									
5. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地	<p>1) 土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は次のとおりである。</p> <p>なお、本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>採取予定量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設ヤード⑨</td> <td>小牧市東田中地内</td> <td>118m³ (I期施工) 48m³ (II期施工)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 流用土仮置場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び仮置き予定量は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>採取予定量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設ヤード⑨</td> <td>小牧市東田中地内</td> <td>1,310m³ (I期施工) 1,550m³ (II期施工)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>搬出予定量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土受入地*</td> <td>春日井市上田 楽町西島地内</td> <td>2,942m³ (I期施工) 4,040m³ (II期施工)</td> <td>建設発生土</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 建設発生土受入地での処理は他事業にて実施する計画としているが、事業間調整により受入地での処理等を行う場合は監督職員と協議するものとする。</p>	名 称	所 在	採取予定量	摘 要	仮設ヤード⑨	小牧市東田中地内	118m ³ (I期施工) 48m ³ (II期施工)		名 称	所 在	採取予定量	摘 要	仮設ヤード⑨	小牧市東田中地内	1,310m ³ (I期施工) 1,550m ³ (II期施工)		名 称	所 在	搬出予定量	摘 要	建設発生土受入地*	春日井市上田 楽町西島地内	2,942m ³ (I期施工) 4,040m ³ (II期施工)	建設発生土	
名 称	所 在	採取予定量	摘 要																							
仮設ヤード⑨	小牧市東田中地内	118m ³ (I期施工) 48m ³ (II期施工)																								
名 称	所 在	採取予定量	摘 要																							
仮設ヤード⑨	小牧市東田中地内	1,310m ³ (I期施工) 1,550m ³ (II期施工)																								
名 称	所 在	搬出予定量	摘 要																							
建設発生土受入地*	春日井市上田 楽町西島地内	2,942m ³ (I期施工) 4,040m ³ (II期施工)	建設発生土																							
6. 金属類受入地	<p>本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。</p> <p>なお、搬出する際は重量を計測するものとする。</p> <p>また、金属類を置く位置は監督職員と協議するものとし、金属類を置く前にブルーシート等を敷設し防草に努めること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>搬出予定金属類</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小牧下末仮置場</td> <td>小牧市下末地内</td> <td>フェンス類等 橋梁工鋼材等</td> <td>撤去物</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘 要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等 橋梁工鋼材等	撤去物																	
名 称	所 在	搬出予定金属類	摘 要																							
小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等 橋梁工鋼材等	撤去物																							
7. 仮廻し水路	仮設ヤード③の仮廻し水路は、高密度ポリエチレン管を使用することとしている。																									

項目	内容	備考															
第6章 工事用地等																	
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。																
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。																
3. 境界杭等	既存境界杭等が工事施工の支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																
第7章 貸与設備等																	
1. 貸与品	貸与品は、次のとおりである。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高密度ポリエチレン管</td> <td>φ600、内面平滑</td> <td>m</td> <td>10</td> <td>継手含む (Ⅰ期施工)</td> </tr> <tr> <td>高密度ポリエチレン管</td> <td>φ600、内面平滑</td> <td>m</td> <td>40</td> <td>継手含む (Ⅱ期施工)</td> </tr> </tbody> </table>	品名	規格	単位	数量	備考	高密度ポリエチレン管	φ600、内面平滑	m	10	継手含む (Ⅰ期施工)	高密度ポリエチレン管	φ600、内面平滑	m	40	継手含む (Ⅱ期施工)	
品名	規格	単位	数量	備考													
高密度ポリエチレン管	φ600、内面平滑	m	10	継手含む (Ⅰ期施工)													
高密度ポリエチレン管	φ600、内面平滑	m	40	継手含む (Ⅱ期施工)													
2. 引渡し場所	小牧下末仮置場（愛知県小牧市下末地内）																
3. 引渡し時期	監督職員と打合せの上、決定するものとする。																
4. 引渡し方法	引渡し及び引渡し場所から小牧市東田中地内（工事現場）までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。																
第8章 工事用電力																	
	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。																
第9章 工事用材料																	
1. 規格及び品質	<p>本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) 石材及び骨材 単粒度碎石4号(S-30) JIS A 5001に準拠する。 クラッシャラン(C-40) JIS A 5001に準拠する。</p> <p>2) 鋼材 PC鋼棒 JIS G 3109 (SBPR 930/1080)</p> <p>3) コンクリート二次製品 ボックスカルバート 上載荷重：T-25（法印橋）</p> <p>4) アスファルト混合物 アスファルト混合物は、再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン(13)とする。</p> <p>5) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p>																

項目	内容							備考																								
	[水路工]																															
	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラシブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類による記号	使用目的																									
無筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	60以下	N・BB	伏越工、復旧工																									
	無筋 コンクリート	18	8	25又は20	65以下	N・BB	天端工、底版工、小口止め、裏込工、基礎工復旧工、付帯工等																									
					—	N・BB	均しコンクリート																									
				40	65以下	N・BB	法面コンクリート																									
9) 目地及び止水材料																																
	製品	材質		仕様		備考																										
	目地板	ゴム発泡体		10mm、20mm																												
	シール材	ポリウレタン系 シリコン系		常温注入式																												
	止水材	水膨張		15mm×15mm																												
10) 雜資材																																
	耐候性大型土のう袋 (1.0t用) 大型土のう袋 (1.0t用)																															
2. 見本又は資料提出	主要資材及び次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。なお、これ以外の材料についても、監督職員が提出を指示する場合がある。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>提出物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土、碎石類</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品 (ボックスカルバート)</td> <td>承認図、構造計算書、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>配合報告書</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>配合計画書</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>目地材及びシール材</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>シート類</td> <td>カタログ</td> </tr> <tr> <td>防護柵類</td> <td>カタログ</td> </tr> <tr> <td>管類</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>フランプゲート</td> <td>カタログ</td> </tr> </tbody> </table>								材料名	提出物	土、碎石類	試験成績書	コンクリート二次製品 (ボックスカルバート)	承認図、構造計算書、試験成績書	アスファルト混合物	配合報告書	生コンクリート	配合計画書	鉄筋	試験成績書	鋼材	試験成績書	目地材及びシール材	カタログ、試験成績書	シート類	カタログ	防護柵類	カタログ	管類	カタログ、試験成績書	フランプゲート	カタログ
材料名	提出物																															
土、碎石類	試験成績書																															
コンクリート二次製品 (ボックスカルバート)	承認図、構造計算書、試験成績書																															
アスファルト混合物	配合報告書																															
生コンクリート	配合計画書																															
鉄筋	試験成績書																															
鋼材	試験成績書																															
目地材及びシール材	カタログ、試験成績書																															
シート類	カタログ																															
防護柵類	カタログ																															
管類	カタログ、試験成績書																															
フランプゲート	カタログ																															
3. 監督職員の検査又は試験	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <p>ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。</p> <p>なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。</p>																															

項目	内容			備考																				
	材料名	検査・試験項目	備考																					
	管類・鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時																					
	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時及び工場(ボックスカルバート)																					
	生コンクリート	スランプ、圧縮試験、空気量、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント																					
	地山補強土工(PANWALL)板	寸法	現場搬入時及び工場																					
第10章 施工 1. 一般事項 (1) 基準点	<p>1) 本工事の基準点は、設計図書に示す下記の基準点を使用しなければならない。なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基III-17(EL=30.141m) ・基III-18(EL=30.163m) ・基III-19(EL=30.375m) <p>2) 基準点及び境界杭等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>3) 遠隔確認対象については監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p>																							
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>確認内容</th> <th>確認時期・頻度</th> <th>遠隔確認対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートブロック基礎</td> <td>高さ(基準高)</td> <td>初期施工段階で1箇所</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ブロック積(裏込め工含む)</td> <td>厚さ</td> <td>初期施工段階で1箇所</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立</td> <td>かぶり、中心間隔</td> <td>1スパン目施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ボックスカルバート</td> <td>基準高・幅</td> <td>初期施工段階で1箇所</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	コンクリートブロック基礎	高さ(基準高)	初期施工段階で1箇所	○	ブロック積(裏込め工含む)	厚さ	初期施工段階で1箇所	○	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○	ボックスカルバート	基準高・幅	初期施工段階で1箇所	○
工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象																					
コンクリートブロック基礎	高さ(基準高)	初期施工段階で1箇所	○																					
ブロック積(裏込め工含む)	厚さ	初期施工段階で1箇所	○																					
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○																					
ボックスカルバート	基準高・幅	初期施工段階で1箇所	○																					
(3) 中間技術検査	<p>1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならぬ。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならぬ。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならぬ。</p> <p>5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>																							

項目	内容			備考																														
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱 アスファルト混合物</td> <td>再生密粒度アスコン(13)</td> <td>舗装工、</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシャラン</td> <td>RC-40</td> <td>路盤工</td> </tr> </tbody> </table>			資材名	規格	備考	再生加熱 アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工、	再生クラッシャラン	RC-40	路盤工																						
資材名	規格	備考																																
再生加熱 アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工、																																
再生クラッシャラン	RC-40	路盤工																																
	<p>なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)を遵守するものとする。</p>																																	
3. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。</p> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート塊</td> <td>春是産業(株)</td> <td>犬山市字佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート塊</td> <td>春是産業(株)</td> <td>犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>春是産業(株)</td> <td>犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>プラスチック廃材</td> <td>(株)神谷商会</td> <td>弥富市 東末広9-59</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>(株)ムラーアカム</td> <td>海部郡飛島村 新政成11-20 他</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> </tbody> </table>			建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	無筋コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	鉄筋コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	アスファルト塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	プラスチック廃材	(株)神谷商会	弥富市 東末広9-59	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	汚泥	(株)ムラーアカム	海部郡飛島村 新政成11-20 他	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	
建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																														
無筋コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																														
鉄筋コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																														
アスファルト塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																														
プラスチック廃材	(株)神谷商会	弥富市 東末広9-59	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																														
汚泥	(株)ムラーアカム	海部郡飛島村 新政成11-20 他	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																														
	<p>玉石は建設発生土受入地に搬出するものとする。なお、コンクリート殻等を取り除いた上で搬出しなければならない。</p>																																	
4. 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程ごとの作業内容及び解体方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 (構造物撤去)</td> <td>その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (構造物撤去)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用									
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																															
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																															
②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																
③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																
⑥その他 (構造物撤去)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																
	<p>注) ■が該当部分である。</p>																																	

項目	内容	備考												
5. 土工 (1) 堀削	1) 堀削に当たっては、過掘とならないよう留意して施工するものとする。なお、過掘となった場合は良質土を用いて(2)に準じて埋め戻さなければならない。 2) 堀削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれがある場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。													
(2) 埋戻及び盛土	1) 埋戻及び盛土は、堀削により発生する土砂を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。なお、流用に当たっては、セメント系土質改良材の添加により第3種改良土(発生土利用基準について(平成18年8月10日版国土交通省))相当に改良するものとする。土質改良材の添加量は20kg/m ³ を想定しているが、施工に先立ち室内試験を実施し監督職員と協議の上、添加量を決定するものとする。なお、セメント系土質改良材による埋戻土量は2,860m ³ を予定している。 また、仮設土工での埋戻及び盛土は、土質改良材の添加は想定していない。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 2) 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。なお、道路横断部の路床については、締固め度90%以上となるよう締め固めなければならない。 3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう人力(振動コンパクタ等)により、締固めなければならない。 4) コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械(ハンドガイド式振動ローラ等)により、締固めなければならない。 5) コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力(振動コンパクタ等)により締固めなければならない。 6) コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15t以下の締固め機械(振動ローラ・ブルドーザ等)により、締固めなければならない。													
6. コンクリート構造物基礎工	1) コンクリート構造物における基礎地盤の支持力は、下表に示すとおりとする。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>位置</th> <th>支持力</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水路工</td> <td>コンクリートブロック積</td> <td>102.50kN/m²</td> <td>工区毎</td> </tr> <tr> <td>水路工</td> <td>ボックスカルバート</td> <td>90kN/m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	位置	支持力	備考	水路工	コンクリートブロック積	102.50kN/m ²	工区毎	水路工	ボックスカルバート	90kN/m ²		
工種	位置	支持力	備考											
水路工	コンクリートブロック積	102.50kN/m ²	工区毎											
水路工	ボックスカルバート	90kN/m ²												
7. 既設構造物取壊し	2) 基礎工の施工に当たっては、施工前の基礎地盤の支持力を平板載荷試験により、上表の位置において毎年1箇所確認し監督職員に報告するものとする。 なお、試験場所については、監督職員の指示する場所とし、基礎地盤の支持力が上表に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。													

項目	内容	備考
8. ボックスカルバート	<p>ニフェスト) の写しを監督職員に提出するものとする。</p> <p>1) ボックスカルバート (法印橋) の荷重条件は、T-25とする。 2) 法印橋のプレキャストボックスカルバートは、ラフテレーンクレーン50 t 吊により水路内から据付けることを基本とする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
9. 地山補強土工	<p>1) 地山補強土工は、次の特許を用いた工法を見込んでいる。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>特許 第 5671090 号 (斜面補強工法)</p> <p>2) 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは受注者が行うものとし、その使用に関する一切の責任を負うものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事契約から 60 日以内に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。なお、受注者はその証明として特許実施承諾書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、本工法の施工に必要な技術資料 (施工マニュアル等) の最新版のデータをインターネットサイト等から入手した上で施工方法等を確認し、具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>5) 施工順序 地山補強土工の施工順序は下記により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据付コンクリート 最初に施工するパネル (逆巻工法のため最上段) の据付に先行し、正規の高さ・位置に据付コンクリートを打設する。 ・背面排水材設置 下部の2段施工時は、帯状に背面排水材を設置する。排水材は、取付ピン、結束線を用いて地山に固定する。 ・パネル据付 専用の吊り金具を使用し、所定の位置にパネルを据付ける。初段は据付コンクリートを基準に、初段以降は先行して据付けたパネルを基準に所定の位置に設置する。 ・削孔 設計図書に示された位置・削孔径・長さ・方向を満足し、かつ周囲の地盤を乱さないように施工すること。また、削孔は直接性を保つように配慮を行い、削孔が終了した孔内はスライム等が残らないようにすること。 ・補強材挿入 補強材の挿入は所定の位置に正確に行い、挿入中は泥・油等が付着しないように注意し行うものとする。また、グラウトは硬化し始めてから振動を与えたり動かしたりすると強度発現に影響が出るので、挿入後は所定の位置に完全に固定しておかなければならぬ。 ・グラウト注入 グラウトの注入は、削孔内の排水、排気を確実に行い、所定のグラウトが孔口から排出されるまで注入作業は中断してはならない。また、グラウト材が硬化するまで補強材が移動しないように固定プレートを取り付ける。 また、グラウト注入にあたっては、流動性試験 (JSCE-F521 : Pポートによる試験) を1回/日実施し、所定のコンシスティンシー (9~22秒) が確保されていることを確認する。 	

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・裏込め注入 現場プラント設備にて早強セメント・ベントナイト・水を練り混ぜ裏込め材を作成し、パネル天端の注入口からコンクリート板と地山との隙間に裏込め材を注入する。 ・補強材確認試験 該当箇所を対象に、補強材が所定の強度を以て地山に定着しているかを照査する確認試験を実施する。 ・定着 補強材の定着はグラウトが所定の強度 (24N/mm^2) に達した後に、PANWALL板をセットし施工するものとする。また、その強度確認はテストピースによる強度試験により確認するものとする。定着時の締め付け力は、トルクレンチに均一にかける。 ・頭部キャップ工 補強材頭部および定着プレート、座金等は防錆処理を実地するものとする。本定着後、硬練モルタルを充填し専用キャッピングブロックを装着する。 ・天端工 最上段パネル上部に、コンクリートを打設する。 <p>7) 確認試験 本試験は、施工された地山補強土工が設計を満足するものであるかどうかを確認することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験 本数 : 施工数量の3%かつ3本以上とする。 ・最大試験荷重 : 設計アンカーカー (常時 : 49.4kN/本) ・載荷サイクル : 単サイクルで最大試験荷重まで載荷する。 ・載荷 方法 : センターホールジャッキによりアンカーに緊張力を加える。載荷方法は初期荷重を基準として、載荷・保持・除荷を繰り返し行う多サイクル方式で行い、サイクル毎に載荷の上限を増加させる。 ただし、変位が安定しない場合は、安定するまで荷重を保持する。 ・初期荷重 : $0.5t$ ・サイクル毎の荷重上限の刻み : $1t$ ・載荷速度 : $1 t/min$ ・載荷保持時間 : 5分 <p>各荷重段階における計測は、荷重、時間、補強材変位量、反力装置変位量を記録する。</p> <p>8) テストピースによる強度試験 工事で使用するグラウト材を用いてテストピース(試験体)を作成し、所定の強度 (24N/mm^2) が得られるか確認する。</p> <p>9) その他 本工法は特許工法であるので、特許料を計上している。</p>	
10. 付帯工	<p>1) 防護柵の構造は、設計図面に示しているが、関係機関との協議により変更する場合がある。</p> <p>2) ダクトタイル鉄管</p> <ul style="list-style-type: none"> ①モルタルライニング及び塗装 直管の内面は、JIS A 5314 (ダクトタイル鉄管モルタルライニング) によりモルタルライニングをしなければならない。 ②接合部品 管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527 (ダクトタイル鉄異形管) の附属書 (ダクトタイル鉄管用接合部品) による。 	

項目	内容	備考
11. 復旧工	<p>1) 第6章 工事用地等の復旧は次により行わなければならない。</p> <p>①工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2) 既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。</p> <p>①撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>②復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が一致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
12. 道路復旧工 (1) アスファルト舗装工	<p>1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。</p> <p>なお、表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120L/100m²以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。</p> <p>2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により再生アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種により締固めを行わなければならない。</p> <p>3) 道路復旧については、設計図書のとおりとするが、関係機関との調整によって、復旧範囲及び舗装構成の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>路盤は、施工条件に合った敷均し機械により再生クラッシャラン（RC-40）の敷均しを行い、施工条件に合った機種により最大乾燥密度の93%以上となるよう締固めなければならない。なお、道路管理者から別途指定がある場合は、監督職員から指示する。</p>	
(2) 路盤工	1) 路盤下面から1mの部分については、路床として施工を行うものとする。	
(3) 路床工	<p>2) 路床は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、一層仕上がり厚さが20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種により最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>3) 転圧機種の条件は、「同章施工5. 土工（2）埋戻及び盛土」によるものとする。</p>	
13. 仮設ヤード復旧	<p>1) 土木シートの撤去は、仮置きした土砂が混入することのないよう丁寧に撤去するものとする。</p> <p>2) 耕地については、施工に先立ち表土厚さを確認するものとするが、詳細は監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 沈下等により水稻作付けに支障を及ぼすことが確認された場合には、監督職員と協議し、対応を行うものとする。</p> <p>4) 仮設ヤードについて、地権者との調整により復旧方法等を変更する場合がある。</p>	
14. 河川排水	<p>薬師川の排水は、ポンプにより河川外へ常時排水する計画であり、その排水量は0.33 m³/sを想定している。</p> <p>なお、降雨等により薬師川の水位が上昇し、河川締切工を越えた河川排水は、工事区間を流下（現場内湛水）させる計画である。現場内に湛水した水については、排水ポンプにより水路外へ排水することを考えている。</p>	

項目	内容	備考								
15. 堤防開削部締切 (大型土のう)	<p>仮設ヤード①③は、薬師川の堤防を開削した進入口を計画している。河川内工事期間中において、第3章4（工事期間中の休業日）及び同章5（施工しない時間帯）に示す日時については、設計図面に示すとおり堤防開削部を大型土のうにより締切する計画であり、その期間等においては、重機等を河川内に存置してはならない。</p> <p>なお、作業日の始業時に常時締切を撤去し、終業時に常時締切を設置するものとする。</p> <p>また、仮設ヤード③（Ⅱ期施工）において、降雨等により薬側川の水位が上昇し、河川締切工を越えた場合は設計図面に示すとおり堤防開削部に大型土のうによる締切を行う計画である。</p>									
第11章 施工管理										
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。									
2. 施工管理	本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。									
3. 六価クロム溶出試験	<p>本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。</p> <p>なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。</p> <p>また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 六価クロム溶出試験対象工種及び検体数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工種</th> <th>対象工法</th> <th>配合設計段階検体数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工</td> <td>バックホウ攪拌</td> <td>1 検体</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象工種	対象工法	配合設計段階検体数	備考	土工	バックホウ攪拌	1 検体		
対象工種	対象工法	配合設計段階検体数	備考							
土工	バックホウ攪拌	1 検体								
4. 工事写真における黒板情報の電子化について	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領</p>									
(1) 使用する機器・ソフトウェア										
(2) 機器等の導入										
(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い										

項目	内容	備考
	<p>(案)」によるものとする。</p> <p>なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p>	
(4) 写真の納品	<p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p>	
(5) 費用	<p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>	
5. 工事現場等における遠隔確認について	<p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>	
第12章 情報化施工技術の活用について		
1. 適用	<p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。</p>	
2. 協議・報告	<p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p>	
3. 使用する機器・ソフトウェア	<p>情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要なデータは、受注者が作成する</p>	

項目	内容	備考												
4. 貸与資料	<p>ものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。</p> <p>なお、貸与受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="450 586 1282 848"> <thead> <tr> <th>△</th><th>貸与資料</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区上流部施工計画検討業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区その1補足設計総合技術業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区橋梁補足設計業務</td><td></td></tr> </tbody> </table>	△	貸与資料	備考	1	新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区上流部施工計画検討業務報告書		2	新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区その1補足設計総合技術業務報告書		3	新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区橋梁補足設計業務		
△	貸与資料	備考												
1	新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区上流部施工計画検討業務報告書													
2	新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区その1補足設計総合技術業務報告書													
3	新濃尾(二期)地区 新木津用水路小牧東田中工区橋梁補足設計業務													
5. 確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが搭載された出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。													
6. 電子納品	受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。													
7. 情報化施工技術の活用に要する費用	<p>1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者からの歩掛見積等調査について、協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p>													
第13章 天災及び不可抗力														
1. 工事現場等の巡視	受注者は、工事現場を隨時巡視し、災害防止のため必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。なお、臨機の措置に要した費用は、監督職員と協議するものとする。													
第14章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>1) 土質・地質に著しい相違があった場合 2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合 4) 第三者との協議結果に伴って変更が生じた場合</p>													

項目	内容	備考
第15章 その他 1. 契約後VE提案	<p>5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 6) 遠隔確認の試行を行う場合 7) その他、この特別仕様書に定めないもの</p> <p>1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。2) VE提案の意義及び範囲 ①VE提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ②ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 ①受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書 様式6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む) ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ②発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③受注者は、VE提案を契約締結の日より、原則として当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE提案の適否等 ①発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面(共通仕様書 様式6-5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえで、この期間を延長することができるものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえで、この期間を延長することができるものとする。 ②また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。</p>	

項目	内容	備考
2. 電子納品	<p>④発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求める場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-R又はDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 	
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。	
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。また、その撤去等にあたっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。	
5. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。	

項目	内容	備考
6. ワンデーレスポンス実施に関する事項	<p>また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。</p> <p>「ワンデーレスpons」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。</p> <p>ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日に回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。</p>	
7. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> 2) 工事円滑化会議（工程確認会議） <p>工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> 3) 設計変更確認会議 <p>工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> 4) 対策検討会議 <p>工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。</p> 5) 建設コンサルタントの出席 <p>上記7. 1)、2)、3) 及び4) の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。</p> 	

項目	内容	備考						
8. 技術提案の履行	<p>なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。</p> <p>6) 打合せ内容の確認 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行方法等について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、施工計画や工事内容の確認を徹底するものとする。なお、2) 承諾図書提出段階については、機器の性能等、設計に関する技術提案を行った工事についてのみ対象とするものとする。</p> <p>1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階では技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約上の位置づけを明確にする。 ただし、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になることが判明した場合または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができなくなった項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と対応を協議するものとする。 また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階で監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>2) 工事実斎段階 施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。</p> <p>3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>							
9. 遠隔地からの建設 資材調達に係る設計変更について	<p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>t=22</td> <td>小牧市</td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	
資材名	規格	調達地域等						
敷鉄板	t=22	小牧市						
10. 現場環境の改善 の試行	<p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p>							

項目	内容	備考
	<p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） <p>【付属品として備えるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ul style="list-style-type: none"> シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） <p>2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>11. 現場環境改善費</p> <p>1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。</p> <p>ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。</p> <p>なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p>	

項目	内容		備考
	計上項目	実施する内容（率計上分）	
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減		
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等		
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策		
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献		
12. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数		

項目	内容	備考										
	<p>に含めるものとする。</p> <p>3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>①受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>②受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①の補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）」の制定について」</p> <p>（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下現場閉所率 28.5% (8 日 / 28 日) 現場閉所率 25% (7 日 / 28 日) 以上 28.5%未満現場閉所率 21.4% (6 日 / 28 日) 以上 25%未満「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p>		4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上)	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4 週 8 休以上 (現場閉所率 28.5% (8 日 / 28 日) 以上)											
労務費	1.02											
機械経費（賃料）	1.02											
共通仮設費（率分）	1.02											
現場管理費（率分）	1.05											

項目	内容			備考
	名称	区分	補正係数 4週8休以上	
鉄筋工			1.02	
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置		1.02	
	撤去		1.02	
道路標識設置工	設置		1.00	
	撤去・移設		1.02	
法面工			1.01	
橋梁用伸縮継手装置設置工			1.01	
橋面防水工			1.01	
区画線工			1.02	
構造物とりこわし工	機械		1.02	
鋼橋塗装工			1.01	
13. 週休2日制の促進	<p>1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。</p> <p>2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p> <p>①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。 なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <p>【働き方改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 <input type="checkbox"/>若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 <p>②現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（II工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>休日の確保を行った。 <input type="checkbox"/>その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕 <p>○事業（務）所長用</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>工程管理に係る積極的な取組が見られた。 <input type="checkbox"/>その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 			

項目	内容	備考
	<p>③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考查項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。</p> <p>○事業（務）所長用</p> <p><input type="checkbox"/>その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕</p> <p>3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p>	
14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	<p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払い額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>	
15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①真夏日 日最高気温が30°C以上の日をいう。</p> <p>②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <p>真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</p> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所の気温又は環境省を公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。</p> <p>なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日とみなす。ただし、これにより難い場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> <p>補正值（%） = 真夏日率 × 補正係数※</p> <p>※補正係数：1.2</p>	

項目	内容	備考
16. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、当初契約締結後、前項で示された割合を参考にして発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>	
17. 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>	

項目	内容	備考
18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>	
19. 再生資源利用(促進)計画の現場掲示	<p>1) 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2) 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。</p> <p>3) 受領書の交付</p> <p>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>4) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとする</p>	

項目	内容	備考
20. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	<p>ときは、「共通仕様書第1編1-1-22に規定している再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「上記4) 再生資源利用促進計画を作成するまでの確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>6) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする</p> <p>[事業（務）所長]</p> <p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 <input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 <input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。 	
第16章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	新濃尾（二期）農地防災事業 新木津用水路小牧東田中工区（その6）改修工事
工 事 場 所	愛知県小牧市東田中地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (○○○日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和 7 年度

新濃尾農地防災事業

新濃尾（二期）農地防災事業 新木津用水路小牧東田中工区（その6）改修工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局
新濃尾農地防災事業所

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
I期施工				
1. 土工(2工区)				
(1)掘削工				
掘削	建設発生土受入地へ	式	1	
床掘(1次運搬)	建設発生土受入地へ	式	1	
(2)整形仕上げ工				
基面整正		m ²	343	
2. 構造物撤去工(2工区)				
(1)構造物取壊し工				
舗装版圧碎	As舗装, t=5cm	m ²	228	
舗装版切断	As舗装, t=5cm	m	9.1	
ネットフェンス撤去	H=1.1m	m	66	
コンクリート構造物取壊し(ネットフェンス基礎)	無筋コンクリート	m ³	0.4	
ガードフェンス撤去	H=1.2, 単管撤去含む	m	30	
コンクリート構造物取壊し(既設護岸)	無筋コンクリート	m ³	109	
石積取壊し(既設護岸)		m ³	16	
コンクリート構造物取壊し(暫定工)	鉄筋コンクリート	m ³	64	
土木シート撤去(暫定取付)		m ²	71	
コンクリート構造物取壊し(階段工)	無筋コンクリート	m ³	12	
石積取壊し(階段工)		m ³	8.8	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m ³	11	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m ³	122	
殻運搬・処理	鉄筋コンクリート殻	m ³	64	
殻運搬	玉石	m ³	25	
殻運搬・処理	汚泥, 処分費	m ³	0.2	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
殻運搬・処理	汚泥, 運搬費	回	1	
殻運搬・処理	廃プラスチック, 処分費	m ³	0.2	
殻運搬・処理	廃プラスチック, 運搬費	回	1	
現場発生品運搬	金属くず	ton	0.453	
3. 水路工（2工区）				
(1)護岸工（地山補強土工）				
地山補強土工（左岸側）		m ²	167	
地山補強土工（右岸側）		m ²	163	
天端コンクリート	H=300, 18-8-25	m ³	14	
底版コンクリート	18-8-25	m ³	93	
型枠（底板コンクリート）		式	1	
鉄筋工（底板コンクリート）		ton	2.78	
目地板	底版部, ゴム発泡体, t=20mm	m ²	2	
シール材	底版部	m	9	
収縮目地	油性ペイント塗布	m ²	30	
アンダードレーン	単粒度碎石4号, VU φ100, 350×400, 吸出防止材	m	82	
ウェーブホール	底版部, φ100	箇所	8	
4. 付帯工（2工区）				
(1)安全施設工				
縦格子フェンス	H=1.1m, ベースプレート式	m	82	
5. 復旧工（2工区）				
(1)道路復旧工				
表層	再生密粒度アスコン(13), t=5cm	m ²	244	
路盤	RC-40, t=15cm	m ²	268	
(2)護岸復旧工				

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
法面コンクリート	18-8-25	m ³	5.0	
型枠		式	1	
鉄筋	D13, @250	ton	0.130	
土木シート	1372N/5cm	m ²	17	
シート固定金物	L-75×75×6	ton	0.139	
シート固定金物	L-50×50×6	ton	0.180	
(3)安全施設工				
ガードフェンス	仮設ヤード③復旧, 再利用	m	10	
6. 土工 (3工区)				
(1)掘削工				
掘削	流用土置き場 (仮設ヤード⑨) へ	式	1	
掘削	建設発生土受入地へ	式	1	
床掘 (1次運搬)	建設発生土受入地へ	式	1	
(2)埋戻工				
土質改良		m ³	1,310	
埋戻	礫質土・砂質土、B<0.5、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、0.5≤B<1.0、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、1.0≤B≤2.5、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、2.5≤B≤4.0、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、4.0≤B、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、路床体t=1.0m、仮設ヤード⑨から	式	1	
(3)整形仕上げ工				
基面整正		m ²	780	
人力荒仕上		m ²	900	
コンクリート吹付工		m ³	160	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
7. 構造物撤去工（3工区）				
(1)構造物取壊し工				
舗装版圧碎	As舗装, t=5cm	m ²	395	
舗装版切断	As舗装, t=5cm	m	61	
ネットフェンス撤去	H=1.1m	m	141	
コンクリート構造物取壊し（ネットフェンス基礎）	無筋コンクリート	m ³	1.0	
コンクリート構造物取壊し（既設護岸）	無筋コンクリート	m ³	324	
石積取壊し		m ³	39	
高欄撤去（法印橋）		m	13	
コンクリート構造物取壊し（法印橋）	鉄筋コンクリート	m ³	133	
鋼材撤去（法印橋）	Iビーム 200×400	ton	1.70	
流入管撤去	HP φ 300	m	3.0	
流入管撤去	HP φ 600	m	3.8	
流入管撤去	HP φ 250	m	7.0	
流入管撤去	函渠350×400	m ³	0.7	
流入管撤去	HP φ 100	m ³	0.1	
コンクリート構造物取壊し（吹付モルタル）	無筋コンクリート	m ³	9.2	
カーブミラー撤去	再利用	基	2	
道路標識撤去	再利用	基	4	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m ³	20	
殻運搬・処理	鉄筋コンクリート殻	m ³	134	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m ³	333	
殻運搬	玉石	m ³	39	
殻運搬・処理	汚泥, 処分費	m ³	0.4	
殻運搬・処理	汚泥, 運搬費	回	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
現場発生品運搬	金属くず	ton	2.700	
8. 水路工（3工区）				
(1)護岸工（ブロック積）	中型ブロック			
コンクリートブロック積（中型）	控え35cm, 裏込コンクリートt=15cm	m ²	480	
プレキャスト基礎ブロック	二次製品, 500型	m	125	
天端コンクリート	H=300, 18-8-25	m ³	22	
底版コンクリート	18-8-25	m ³	141	
型枠（底板コンクリート）		式	1	
鉄筋工（底板コンクリート）	D13@250	ton	4.37	
基礎碎石	c=40, t=100mm	m ²	99	
目地板	底版部, ゴム発泡体, t=20mm	m ²	8	
シール材	底版部	m	36.4	
目地板	護岸部, ゴム発泡体, t=10mm	m ²	37	
収縮目地	油性ペイント塗布	m ²	40	
ウェーブホール	底版部, φ100	箇所	16	
ウェーブホール	護岸部, φ50	箇所	113	
アンダードレーン	単粒度碎石4号, VU φ100, 350×400, 吸出防止材	m	124	
足場	単管傾斜足場	式	1	
(2)プレキャストボックスカルバート（法印橋）	(B5800+5800)*H3350			
プレキャストボックスカルバート材料費		個	16	
プレキャストボックスカルバート設置工		個	16	
基礎コンクリート	18-8-25	m ³	42	
型枠	基礎コンクリート	式	1	
ウェーブホール	φ75, L=0.35m	箇所	24	
ウェーブホール	φ50, L=0.6m, 逆止弁付	箇所	12	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
ウィープホール	φ 50, L=1.1m, 逆止弁付	箇所	12	
擦り付けコンクリート	18-8-25	m ³	54	
型枠	擦り付けコンクリート	式	1	
足場	手摺先行型枠組足場	式	1	
9. 付帯工（3工区）				
(1)暫定取付工	上流側			
底版コンクリート	18-8-25	m ³	36	
法面コンクリート	18-8-25	m ³	40	
型枠		式	1	
鉄筋工	D13@250 (法面)	ton	1.06	
鉄筋工	D13@250 (底版)	ton	1.23	
差し筋	SD295, D16	ton	0.058	
吸出し防止材		m ²	18	
土木シート	1372N/5cm	m ²	114	
シート固定金物	L-75×75×6	ton	0.687	
シート固定金物	L-50×50×6	ton	0.889	
足場	単管傾斜足場	式	1	
(2)階段工				
ステップ設置		個	14.000	
(3)安全施設工				
縦格子フェンス	H=1.1m, ベースプレート式	m	152	
縦格子フェンス(片開)	H=1.1m, ベースプレート式	箇所	1	
(4)安全施設工(法印橋)				
ガードレール設置(法印橋)	Gr-B-2B, プレキャストガードレール基礎(置式)	m	28	
プレキャストガードレール基礎材料費	Gr-B-2B, プレキャストガードレール基礎(置式)	式	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
プレキャスト地覆材料費		式	1	
プレキャスト地覆据付工	400*333	個	7.0	
プレキャスト地覆据付工	400*393	個	7.0	
高欄設置工	SP種	m	25.4	
橋名板		枚	4	
橋歴板		枚	1	
10. 復旧工(3工区)				
(1)道路復旧工				
表層	再生密粒度アスコン(13), t=5cm	m ²	448	
路盤	RC-40, t=15cm	m ²	498	
(2)護岸復旧工				
法面コンクリート	18-8-25	m ³	4.2	
型枠		式	1	
鉄筋	D13, @ 250	ton	0.110	
土木シート	1372N/5cm	m ²	14	
シート固定金物	L-75×75×6	ton	0.117	
シート固定金物	L-50×50×6	ton	0.152	
(3)流入管復旧				
流入管復旧	No. 40+79.86, 左岸側	箇所	1.0	
流入管復旧	No. 40+98.43, 右岸側	箇所	1.0	
流入管復旧	法印橋左岸側	箇所	1.0	
流入管復旧	法印橋右岸上流側	箇所	1.0	
流入管復旧	法印橋右岸下流側	箇所	1.0	
(4)安全施設工				
カーブミラー復旧	再利用	基	2	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
道路標識	再利用、バンド取付型	基	4	
(5)区画線復旧工				
区画線	B=0.15m 白線	m	21	
区画線	B=0.15m 黄線	m	19	
区画線	B=0.30m 白線	m	4.7	
区画線	B=0.45m 白線	m	15	
II期施工				
1. 土工(1工区)				
(1)掘削工				
掘削	流用土置き場(仮設ヤード⑨)へ	式	1	
掘削	建設発生土受入地へ	式	1	
床掘(1次運搬)	建設発生土受入地へ	式	1	
(2)埋戻工				
土質改良		m ³	1,550	
埋戻	礫質土・砂質土、B<0.5、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、0.5≤B<1.0、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、1.0≤B≤2.5、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、2.5≤B≤4.0、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、4.0≤B、仮設ヤード⑨から	式	1	
埋戻	礫質土・砂質土、路床体t=1.0m、仮設ヤード⑨から	式	1	
(3)整形仕上げ工				
基面整正		m ²	1,140	
人力荒仕上		m ²	1,540	
2. 構造物撤去工(1工区)				
(1)構造物取壊し工				

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
舗装版圧碎	As舗装, t=5cm	m ²	702	
舗装版切断	As舗装, t=5cm	m	21	
ネットフェンス撤去	H=1.1m	m	189	
コンクリート構造物取壊し (ネットフェンス基礎)	無筋コンクリート	m ³	1.3	
ガードフェンス撤去	H=1.2, 単管撤去含む	m	62	
コンクリート構造物取壊し (既設護岸)	無筋コンクリート	m ³	332	
石積取壊し (既設護岸)		m ³	45	
コンクリート構造物取壊し (階段工)	無筋コンクリート	m ³	6.1	
石積取壊し (階段工)		m ³	4.4	
コンクリート構造物取壊し (暫定工)	鉄筋コンクリート	m ³	173	
土木シート撤去 (暫定工)		m ²	231	
コンクリート構造物取壊し (東田中伏越)	無筋コンクリート	m ³	4.3	
コンクリート構造物取壊し (東田中伏越)	鉄筋コンクリート	m ³	30	
コンクリート構造物取壊し (用水路)	鉄筋コンクリート	m ³	8.9	
カーブミラー撤去	再利用	基	2	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m ³	35	
殻運搬・処理	鉄筋コンクリート殻	m ³	212	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m ³	342	
殻運搬・処理	玉石	m ³	50	
殻運搬・処理	汚泥, 処分費	m ³	0.1	
殻運搬・処理	汚泥, 運搬費	回	1	
殻運搬・処理	廃プラスチック, 処分費	m ³	0.7	
殻運搬・処理	廃プラスチック, 運搬費	回	1	
現場発生品運搬	金属くず	ton	1.32	
3. 水路工 (1工区)				

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(1)護岸工(ブロック積)	中型ブロック			
コンクリートブロック積(中型)	控え35cm, 裏込コンクリートt=15cm	m ²	1,009	
プレキャスト基礎ブロック	二次製品, 500型	m	260	
天端コンクリート	H=300, 18-8-25	m ³	45	
底版コンクリート	18-8-25	m ³	293	
型枠(底板コンクリート)		式	1	
鉄筋工(底板コンクリート)	D13@250	ton	9.07	
基礎碎石	c=40, t=100mm	m ²	206	
目地板	底版部, ゴム発泡体, t=20mm	m ²	10	
シール材	底版部	m	45.5	
目地板	護岸部, ゴム発泡体, t=10mm	m ²	55	
収縮目地	油性ペイント塗布	m ²	83	
アンダードレーン	単粒度碎石4号, VU φ100, 350×400, 吸出防止材	m	257	
ウイープホール	底版部, φ100	箇所	16	
ウイープホール	護岸部, φ50	箇所	248	
足場	単管傾斜足場	式	1	
4. 付帯工(1工区)				
(1)伏越改修(東田中伏越)				
均しコンクリート		m ³	1.8	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	21-12-25	m ³	30	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	D13	ton	0.910	
ダクタイル管布設	DCIP K形 直管	本	6	
ダクタイル管布設	DCIP K形 曲管	本	4	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
ダクトイル管切断	φ 600mm	箇所	5	
ダクトイル管材料費		式	1	
(2)安全施設工				
縦格子フェンス	H=1.1m, ベースプレート式	m	260	
5. 復旧工(1工区)				
(1)道路復旧工				
表層	再生密粒度アスコン(13), t=5cm	m ³	871	
路盤	RC-40, t=15cm	m ³	968	
(2)護岸復旧工				
法面コンクリート	18-8-25	m ³	4.2	
型枠		式	1	
鉄筋	D13, @ 250	ton	0.110	
土木シート	1372N/5cm	m ²	14	
シート固定金物	L-75×75×6	ton	0.117	
シート固定金物	L-50×50×6	ton	0.152	
(3)用水路復旧工(下流進入路)				
鉄筋コンクリート	21-12-25	m ³	13	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	D13	ton	0.530	
(4)安全施設工				
カーブミラー復旧	再利用	基	2	
I期施工(仮設工)				
1. 仮設工(2工区・3工区)				
(1)水替工(2工区・3工区)				
排水ポンプ設置撤去		箇所	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
排水ポンプ運転（φ150）	常時排水	台	2	
排水ポンプ運転（φ150）	作業時排水、着手時（1日）	台	4	
排水ポンプ運転（φ150）	作業時排水、（10日）	台	4	
(2)電気設備工（2工区・3工区）	排水ポンプ			
配電設備		式	1	
受電設備		式	1	
(3)水路内養生工（2工区・3工区）				
敷鉄板設置・撤去（2工区）	t=22mm	m ²	743	
敷鉄板設置・撤去（3工区）	t=22mm	m ²	938	
(4)法面養生工（3工区）				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	238	
遮水シート設置・撤去	ブルーシート #2000	m ²	833	
遮水シート用土のう設置・撤去		m ³	5.300	
2. 仮設工（上流締切工・上流側進入路）				
(1)上流締切工	上流仮締切			
大型土のう		袋	40	
釜場設置撤去		箇所	1	
ツル巻鋼管	設置～撤去, φ 200	式	1	
ツル巻鋼管材料費	φ 200	式	1	
ツル巻鋼管	設置～撤去, φ 250	式	1	
ツル巻鋼管材料費	φ 250	式	1	
ツル巻鋼管	設置～撤去, φ 500	式	1	
ツル巻鋼管材料費	φ 500	式	1	
空気弁	設置～撤去, φ 100	基	2	
防音シート	1.8m×3.4m	枚	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(2)仮設歩道設置	上流仮廻し配管			
大型土のう設置・撤去		袋	15	
土木シート設置・撤去		m ²	76	
スロープ造成		式	1	
スロープ撤去		式	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	19	
手摺設置	丸パイプ φ 48.6 H=800	箇所	1	
(3)水替工（上流締切工）				
排水ポンプ設置・撤去		箇所	1	
排水ポンプ運転（φ 200）	常時排水	台	1	
排水ポンプ運転（φ 250）	常時排水	台	2	
ポンプ清掃工		日	76	
(4)電気設備工（上流仮締切）	仮設ヤード①（上流仮締切）			
配電設備		式	1	
受電設備		式	1	
(5)仮設ヤード工（仮設ヤード①）	上流側進入路			
進入路造成		式	1	
進入路復旧		式	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	520	
大型土のう制作・撤去	常時締切大型土のう	袋	5	
大型土のう設置	常時締切	回	74	
防塵ネット設置・撤去	支柱残置	m	26	
防草シート撤去・再設置	再利用	m ²	180	
(6)仮設ヤード工（仮設ヤード②）				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	74	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
3. 仮設工（工事用道路）				
(1) 仮設ヤード工（仮設ヤード②）				
ガードレール撤去・復旧	Gr-C-4E, 再利用	m	2.0	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	608	
防塵ネット設置・撤去	ネットのみ	m	71	
鉄道施設変位確認	高架橋脚, 5箇所, 2回/日	日	107	
4. 仮設工（下流側進入路）				
(1) 仮設道路設置工	仮設ヤード③北側			
土木シート設置・撤去		m ²	71	
路体盛土		式	1	
表層	再生密粒度アスコン(13), t=3cm	m ²	55	
路盤	RC-40, t=10cm	m ²	55	
舗装版圧碎	As舗装, t=5cm	m ²	55	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m ³	2.8	
掘削	仮設ヤード⑨へ	式	1	
(2) 仮設ヤード工（仮設ヤード③）	下流進入路			
進入路造成		式	1	
進入路復旧		式	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	622	
大型土のう制作・撤去	常時締切大型土のう	袋	5	
大型土のう設置	常時締切	回	74	
仮回し排水管設置・撤去	高密度PP管 φ 600 (材料貸与)	m	10	
防塵ネット設置・撤去	支柱残置	m	72	
タイヤ清掃工		日	74	
道路清掃工		日	74	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
5. 仮設工（流用土置場）				
(1) 仮設ヤード工（仮設ヤード⑨）	流用土置場			
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	149	
防塵ネット設置・撤去	ネットのみ	m	192	
6. 運搬・処分費	仮設工（I期施工）			
(1) 運搬・処分費				
殻運搬・処理	廃プラスチック, 処分費	m ³	8.1	
殻運搬・処理	廃プラスチック, 運搬費	回	2	
7. 仮設工（安全管理）				
(1) 安全管理				
交通誘導警備員		人	451	
II期施工（仮設工）				
1. 仮設工（1工区）				
(1) 水替工（1工区）				
排水ポンプ設置撤去		箇所	1	
排水ポンプ運転（φ150）	常時排水	台	2	
排水ポンプ運転（φ200）	作業時排水, 着手時（1日）	台	2	
(2) 電気設備工（1工区）	1工区排水ポンプ			
配電設備		式	1	
受電設備		式	1	
(3) 水路内養生工（1工区）				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	1,598	
(4) 法面養生工（1工区）				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	393	
遮水シート設置・撤去	ブルーシート #2000	m ²	1,791	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
遮水シート用土のう設置・撤去		m ³	12	
(5)土留工	東田中伏越			
たて込み簡易土留（左岸側）		m	8	
たて込み簡易土留（右岸側）		m	6	
たて込み簡易土留資機材		式	1	
2. 仮設工（上流締切工・上流側進入路）				
(1)上流締切工	上流仮締切			
大型土のう		袋	40	
釜場設置撤去		箇所	1	
ツル巻鋼管	設置～撤去, φ 200	式	1	
ツル巻鋼管材料費	φ 200	式	1	
ツル巻鋼管	設置～撤去, φ 250	式	1	
ツル巻鋼管材料費	φ 250	式	1	
ツル巻鋼管	設置～撤去, φ 500	式	1	
ツル巻鋼管材料費	φ 500	式	1	
空気弁	設置～撤去, φ 100	基	2	
防音シート	1.8m × 3.4m	枚	1	
(2)仮設歩道設置	上流仮廻し配管			
大型土のう設置・撤去		袋	15	
土木シート設置・撤去		m ²	76	
スロープ造成		式	1	
スロープ撤去		式	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	19	
手摺設置	丸パイプ φ 48.6 H=800	箇所	1	
(3)水替工（上流締切工）				

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
排水ポンプ設置・撤去		箇所	1	
排水ポンプ運転（φ200）	常時排水	台	1	
排水ポンプ運転（φ250）	常時排水	台	2	
ポンプ清掃工		日	76	
(4)電気設備工（上流仮締切）	仮設ヤード①（上流仮締切）			
配電設備		式	1	
受電設備		式	1	
(5)仮設ヤード工（仮設ヤード①）	上流側進入路			
進入路造成		式	1	
進入路復旧		式	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	520	
大型土のう制作・撤去	常時締切大型土のう	袋	5	
大型土のう設置	常時締切	回	66	
防塵ネット設置・撤去	設置ネットのみ・支柱撤去	m	26	
防草シート撤去・再設置	再利用	m ²	180	
仮設ヤード復旧	仮設ヤード①	式	1	
(6)仮設ヤード工（仮設ヤード②）				
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	74	
3. 仮設工（工事用道路）				
(1)仮設ヤード工（仮設ヤード②）				
カーブミラー移設		基	1	
ガードレール撤去・復旧	Gr-C-2B, 再利用	m	2.0	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	608	
防塵ネット設置・撤去	設置ネットのみ・支柱撤去	m	71	
防草シート復旧		m ²	210	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
掘削（鉄道敷）		式	1	
掘削（鉄道敷以外）		式	1	
耕地復旧	仮設ヤード②（田）	m ²	231	
土木シート撤去		m ²	730	
土間コン復旧	18-8-25 t = 10cm	m ²	11	
鉄道施設変位確認	高架橋脚, 5箇所, 2回/日	日	113	
4. 仮設工（下流側進入路）				
(1) 仮設ヤード工（仮設ヤード③）	下流進入路			
進入路造成		式	1	
進入路復旧		式	1	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	559	
大型土のう制作・撤去	常時締切大型土のう	袋	5	
大型土のう設置	常時締切	回	70	
大型土のう制作・撤去	仮締切越水時用	袋	25	
大型土のう設置	仮締切越水時	回	10	
仮回し排水管設置・撤去		m	40	
防塵ネット設置・撤去	設置ネットのみ・支柱撤去	m	72	
仮設ヤード復旧	仮設ヤード③	式	1	
タイヤ清掃工		日	70	
道路清掃工		日	70	
5. 仮設工（流用土置場）				
(1) 仮設ヤード工（仮設ヤード⑨）	土取場			
敷鉄板設置・撤去	t=22mm	m ²	149	
防塵ネット設置・撤去	設置ネットのみ・支柱撤去	m	192	
掘削		式	1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
土木シート撤去		m ²	1,582	
6. 運搬・処分費	仮設工(Ⅱ期施工)			
(1)運搬・処分費				
殻運搬・処理	廃プラスチック, 処分費	m ³	26	
殻運搬・処理	廃プラスチック, 運搬費	回	4	
現場発生品運搬	金属くず	ton	7.25	
7. 仮設工(安全管理)				
(1)安全管理				
交通誘導警備員		人	449	
官賃額(直工)				
1. 貸与品				
(1)仮設ヤード③(Ⅰ期施工)				
高密度ポリエチレン管 φ600		m	10.000	
高密度ポリエチレン管継手 φ600		個	2.000	
(2)仮設ヤード③(Ⅱ期施工)				
高密度ポリエチレン管 φ600		m	40.000	
高密度ポリエチレン管継手 φ600		個	9.000	
2. その他				
(1)運搬費				
共通仮設(積上げ)				
運搬費	I期施工			
仮設材輸送費	敷鉄板	ton	675.06	
運搬費	II期施工			
仮設材輸送費	敷鉄板	ton	676.79	
(2)役務費				

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
共通仮設（積上げ）				
役務費	I期施工			
電気基本料金		式	1	
役務費	II期施工			
電気基本料金		式	1	
(3)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費	I期施工			
平板載荷試験	50KN	回	2	
土質試験	締め固めた土のコーン指數試験, JIS A 1228	試料	3	
六価クロム溶出試験		検体	1	
土壤調査	土壤溶出試験29項目	回	1	
土壤調査	土壤含有量試験9項目	回	1	
技術管理費	II期施工			
平板載荷試験	50KN	回	1	
土質試験	締め固めた土のコーン指數試験, JIS A 1228	試料	3	
六価クロム溶出試験		検体	1	
土壤調査	土壤溶出試験29項目	回	1	
土壤調査	土壤含有量試験9項目	回	1	